

## 新型コロナウイルス感染症に係る施設利用条件の変更について

催物の開催制限等に関する福岡県の通知等を踏まえ、施設の利用条件を変更いたします。

- 1 イベントの開催制限の目安等【期間：1/27（金）～】 ※詳細は別紙5を参照  
別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合  
人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。  
また、県の確認を受けた後、福岡コンベンションセンターに写しを提出すること。

※ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。

※ 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可能とする。ただし、問題発生時の結果報告については速やかに報告すること。

- ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

- 2 対象施設（変更なし）

福岡国際会議場、マリンメッセ福岡A館・B館、福岡国際センター

- 3 その他

施設利用にあたっては、感染拡大防止の施設利用ガイドラインをご確認いただき、対策を講じるようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらをご参照ください。

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>

【福岡県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>